(別添2)

福祉サービス種別: 居宅介護支援 事業所名(施設名):うつくしの里居宅介護事業所

事業評価の結果(対象

第三者評価の判断基準 a・・・着眼点をすべて実施している状態 b・・・着眼点が一つでも実施していないものがある状態

c・・・着眼点を一つも実施していない状態

実施していない状態

	実施している状態																
評 価対 象	評 価分 類	評 価	項	目	評	価	細	目	評価			着		眼	点		特記事項 (着眼点以外の取組等)
適切な福祉サー ビスの実施	1利用者本位の福祉サー ピス	(1) 利用者を尊 している。	重する姿	勢を明示	ス提をする。利護に関する。	供につい もつたる っている	ハて共i かの取 る。 ライバ: 現程・	ショニ 保 エー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	a) a)		重I 156 サの 157 利修 158 利め 利る。 160 サの 161 利の	に 一尊 用会 用 「 用 。 ープ 用 音を 者職 者 ビラ 者 で の	D記載 が まず を	る。施方法を定めた。 施方法を定める。 を定める。 では、	かたマニュア/ をテーマとした 句束、虐待等を 3.規程・マニュア/	レに、利用者 :勉強会・研 E防止するた 1 アル等があ しに、利用者	

					プラ (00) 主治 七月 岐文及ず未川
評 価対象	評 価分 類	評価項目	評 価 細 目	評価	精記事項 着 眼 点 (着眼点以外の取組等)
	1	(2) 利用者満足の向上に努めてい る。	利用者満足の向上を意図 した仕組みを整備し、取 り組みを行っている。	a)	162 サービス提供の理念や基本方針を定めた文書に、利用者満足 1月に利用者満足度アンケートを実施して事業の向上を図る旨の記載がある。 1月に利用者満足度アンケートを実施して事業所の運営に反映されている。
					163 利用者満足に関する調査・アンケートを年1回以上行っている。
					164 利用者の家族との面談等により、家族の満足度や要望を把握している。
					165 利用者満足に関する調査の担当者を定めている。
					166 調査結果に関する検討会議を設置している。
					167 調査結果の分析や検討内容に関する記録がある。
					168 検討結果に基づいて具体的な改善策を立て、実施した記録がある。
		(3) 利用者が意見等を述べやすい 体制を確保している。	利用者が相談や意見を述 べやすい環境を整備して いる。	a)	169 利用者からの意見・要望等を受け付ける相談窓口を設置して 事業所では、利用者やご家族が相談や意見を述べる場合、相談室を使用して利用者、ご家族等のプライバシーの保護に配慮をされている。意思の
					170 利用者からの意見・要望等に対する担当者及び責任者を定め 疎通が困難な利用者に対しては筆談でのコミュニケーションが図れるよう準備し訪問されている。 重要事項説明書にサービス内容に関する相談・
					171 重要事項説明書に、当該事業所の相談窓口及び電話番号、担 苦情窓口を設け、担当者を定めるとともに、事業 当者・責任者の氏名を明記している。
					172 重要事項説明書の当該部分を事業所内の見やすい場所に掲示 続きを定めた「業務マニュアル」があり苦情解決している。
					173 事業所便り等に相談窓口や相談方法を載せることにより、利 り利用者からの意見等に迅速に対応して事業所内 用者に周知している (年1回以上)。
					174 事業所において利用者や家族が相談や意見を述べる場合、利けでなく、その後の対応についても確認し支援経用者等のブライバシーの保護に配慮している(専用の相談室 過記録に記載されている。 を設置する、ついたて等で周囲から遮蔽する、音声が周囲に 契約書に「相談、要望、苦情等の窓口」を記載
					漏れないように職員の机等で十分な距離をとる等)。 し、相談、要望、苦情等は担当者か公的な苦情窓 ロまで申し出ることを明記している。万が一不利
					175 意思の疎通が困難な利用者に対して、手話、筆記や成年後見 制度の利用が用意されている。
					176 市町村が実施する介護相談員を受け入れている。

評 価対象	評 価分 類	評	価	項	目	評	価	細 目	評価		着		眼	点		特記事項 (着眼点以外の取組等)
	1	(3)					十分に周	は組みが確立 目知・機能し		,	177 苦情相談	窓口を設置	むている 。			
										,	178 苦情受付	担当者及び	が苦情解決責任 [:]	者を定めてい	いる。	
											179 第三者委	員を設置し	ている。			
										,	180 重要事項 苦情受付	説明書に、 担当者・き	当該施設の苦 情解決責任者	情相談窓口及 の氏名を明記	なび電話番号、 としている。	
											保険担当 祉協議会	課、長野県	公的な苦情受 国民健康保険 - ビス運営適正・ [いる。	団体連合会、	長野県社会福	
											182 重要事項 ている。	説明書の当	(該部分を施設	内の見やすい	1場所に掲示し	
										,			談窓口や苦情 アいる(年 1		ぱせることによ	
										,		付から解決 アル」があ	R、結果の公表 5る。	までの手続き	を定めた「対	
										,		施など利用	ノて、苦情記入 日者や家族が苦り			
											186 苦情解決 るプロセ	記録(受付スの記録)	け、原因究明、 があり、適切	検討内容、結 に保管してい	課、公表に至 1る。	
										•	187 苦情に対 り確認)。		対応が行われ	ている(苦情	育解決記録によ	
										,		検討内容が で通知して	∘対応策を、苦 ないる。	情を申し出た	:利用者や家族	
										,			者や家族等に もている。	配慮した上で	、苦情内容及	
										,			さての苦情とその にり確認)。	の対応結果を	把握している	
										,	191 苦情解決 生してい	の経験が書 ない (苦情	「積・活用され、 「解決記録によ	、同様の苦情 り確認)。	が繰り返し発	

											プンパンの主治 5月 投入及事業所
評 価対象	評 価分 類	評	価	項	目	評	価	細	目	評価	特記事項 着 眼 点 (着眼点以外の取組等)
	1	(3)						の意見等 対応して		a)	192 意見や提案を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の 検討等について規定した「対応マニュアル」を整備してい る。
											193 意見等への対応記録(受付、検討内容、結果、公表に至るプロセスの記録)がある。
										-	194 対応マニュアルに沿った取組がなされており、意見や提案の あった利用者には、検討に時間がかかる場合も状況を速やか に報告している(対応記録により確認)。
											195 対応マニュアルの定期的な見直しを行っている。
											196 意見等への検討内容や対応策を、意見等を申し出た利用者や家族等に文書で通知している。
										=	197 意見等を申し出た利用者や家族等に配慮した上で、意見等の内容及び対応策等を公表している。
											198 要望や意見等により具体的にサービスを改善した事例がある。
						する		供事業者 意見に適 る。	当に対 適切に	a)	199 利用者や家族からサービス提供事業者に対する苦情や意見があった場合の対応マニュアルを整備している。
											200 苦情や意見を単にサービス提供事業者に連絡するだけでな く、その後の対応についても確認し、記録している。
						用者 が確	等を保証	等を述べ 護する仕 十分に周 る。	L40 7.	b)	201 「就業規則」「利用契約書」「対応マニュアル」に、苦情や 意見等を述べた利用者に対して不利益な扱いをしてはならな い旨の規定を設けてある。
										-	202 重要事項説明書等に、「万が一不利益な扱いを受けた場合は、事業所として責任ある対応をとるので、責任者にその旨申し出願いたい」旨が明記されている。
											203 苦情や意見等を述べた利用者に対して不利益な扱いを行った 職員に対する処分が定められている。

					プラ (00)主
評 価対象	評 価分 類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点 特記事項 (着眼点以外の取組等)
	2 † 	(1) 質の向上に向けた取り組みを 組織的に行っている。	サービス内容について定 期的に評価を行う体制を 整備している。	a)	204 定められた評価基準に基づいて、年に1回以上自己評価を 行っている。 評価に関する担当者を定め、年2回の自己評価 や定期的な第三者評価、毎年の内部監査を実施し ている。なお、主任会議において評価結果を分
	ビス				205 第三者評価を定期的に受審している。
	の 質 の				206 内部監査を毎年実施している。
	確保				207 評価に関する担当者を定めている。
	沐				208 評価結果を分析・検討する場が、組織として定められ実行されている。
	2	(1)	評価の結果に基づき組織 として取り組むべき課題 を明確にし、改善策・改	a)	209 職員の参画により評価結果の分析を行っている。
			を明確にし、以善泉・以 善実施計画を立て実施し ている。		210 分析した結果やそれに基づく課題が文書化されている。
			CVIS.		211 職員間で課題の共有化が図られている。
					212 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもと で改善策や改善計画を策定している。
					213 改善策や改善計画の実施状況の評価を実施している。
					214 必要に応じて改善策・改善計画の見直しを行っている。
		(2) 提供するサービスの標準的な 実施方法が確立している。	提供するサービスについ て標準的な実施方法を文 書化し、サービスを提供	a)	215 居宅サービス計画を作成するための標準的な実施方法のマニュアルがある。 居宅サービス計画を作成するための標準的な実施方法のマニュアルを基に居宅サービス計画書を作成し、いつでも閲覧できるよう事務所に保管さ
			している。		216 マニュアルはいつでも閲覧できる場所に備え付けられてい
				=	217 マニュアルを用いた研修や個別の指導を行っている。
					218 標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認 に配慮して手書きからパソコン処理する取り組みする仕組みがある。 を検討している。
			標準的な実施方法につい て見直しをする仕組みが 確立している。	a)	219 マニュアルを見直すための検討会議が毎年1回以上開かれている。
			**************************************		220 マニュアルの見直しには、事業所の全てのケアマネージャー が関与している。
					221 職員や利用者等からの意見や提案をもとにマニュアルを見直 した具体的事例がある。
1					

									The second of th
評 価対象	評 価分 類	評価項目	評価細目	評価	fi .	着	眼	点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
	(3) サービス実施 行っている。	(3) サービス実施の記録を適切に 行っている。	利用者に関するサービス 実施状況の記録を適切に 行っている。	a)	1	絡先、主治医・ 担当の介護支援 れ、担当の不在 ている。	通院先、投薬、障 専門員、利用する 時にも対応できる	サービス事業者などが書か よう情報が整備、更新され	利用者個人記録台帳により、利用者一人ひとりのサービス実施状況の記録を整備されている。なお、記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないよう定例の会議で話し合い記録要領の統一が図られている。 契約書に提供記録の管理体制が記載されており記録の保管、保存、廃棄に関する規程を定めてい
						宅サービスの利	用状況について記		る。 情報の流れや情報の分析など職員間で共有でき るよう仕組みが整備されている。なお、カンファ レンスの定期的な開催により情報の共有が図られ ている。
									職員が仕事上で疑問等が生じた時には、管理者がその都度指導に当たられている。なお、トラブルが生じた時には管理者が電話などで担当の介護支援専門員の言い分を十分聞き、今までに培ってきたキャリアを尊重し総合的なアドバイスをされている。なお、研修会や勉強会で知識の研鑽に努めている。
	2	(3)	利用者に関する記録の管 理体制が確立している。	a)		225 記録管理の責任	者が設置されてい	1る。	
						226 利用者の記録の る。)保管、保存、廃棄	に関する規程を定めてい	
						227 利用者や家族等 程を定めている		求められた場合に関する規	
						228 就業規則や雇用			
								から誓約書をとっている。	
				-		同意書を得てい	1る。	特に利用者及びその家族から 	
						員に対し教育や	の研修が行われてい	•	
						232 職員は、個人情			
			利用者の状況等に関する 情報を職員間で共有化し ている。	a)		情報が的確に届	くような仕組みか		
]として、ケアカン iによる取組みがな	/ファレンスの定期的な開催 されている。	
			職員に必要なサポートを 行っている。	a)			サービス実施計画 指導した記録があ	آの理解の仕方、報告事項等 る。	
						236 トラブルの際に 受け止める仕組		:十分に聞き、その気持ちを -	
							用者の担当ケアマ き、大変さや努力	?ネージャーには、管理者等]を認めている。	
						の後の職員の状 (「グループ・ 持った指導員が 行うことを言い	(況等に関する記録 スーパービジョン (数人の経験の浅に (ます。)	/」とは一人の知識や技術を 1職員に対して集団で指導を	
							プ研修や、担当利用 実施された記録が	者の疾病等の知識に関する 「ある。	

評 価対象	評 価分 類	評価項目	評価細目	評価	着	眼	点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
	3 リ 	(1) サービス提供の開始を適切に 行っている。	利用希望者に対してサー ビス選択に必要な情報を 提供している。	a)		トを利用して、事業 ムページを作成し公		インターネットを利用して、事業所及びサービ スの内容等の紹介やパンフレットを福祉ひろばで 配布されている
	ビスの							サービス利用契約時に担当職員よりサービス内 容や料金等が具体的に記載された重要事項説明書 を用いて丁寧に説明をされている。
	開 始 •						分する資料は、言葉遣いや わかるような内容にしてい	
	継続				2.0	の対応担当者を定め	•	
			サービスの開始にあたり 利用者等に説明し同意を 得ている。	a)	れた重要事項	説明書を用いて利用	が料金等が具体的に記載さ 日者に説明している。	
					245 利用契約書を			
					となっている	•	この大きさは読みやすいもの	
					247 説明にあたっ 夫や配慮(例 る。	ては、利用者や家族 えば日常生活自立支	等が理解しやすいような工 援事業の活用)を行ってい	
					248 利用の決定に もって自己決	ついて迷っている人 定できるようにして	には即答を求めず、余裕を いる。	
					249 利用者が、い る。	つでも契約の解除が	「できることを説明してい	
		(2) サービスの継続性に配慮した 対応を行っている。	他の施設への移行などに あたりサービスの継続性 に配慮した対応を行って	a)		事業所の変更、施設 した手順と引継ぎ文	公所にあたり、サービスの 注書を定めている。	利用者のフェイスシートや計画書等を引継ぎ、 サービスの継続性に配慮した対応を行なってい る。
			いる。			した後も、組織とし 当者や窓口を設置し	、て利用者や家族等が相談で 、ている。	
							等に対し、その後の相談方 その内容を記載した文書を	
	策 4 定サ	(1) 利用者のアセスメントを行っ ている。	定められた手順に従って アセスメントを行ってい る。	a)	253 アセスメント	の様式は事業所とし		事業所で統一したアセスメント様式や医療と福祉との連絡・連携を適切に行なっている。
	ビ ス 実		ల ం			について組織が定め	ービスの利用状況など利用 った統一した様式によって把	
	施 計 画						期と手順を定めている。	
	の 4	(1)				スメントの見直しが	•	
	4	(1)			医師や弁護士		関係職員(種別によっては 者も)が参加して、アセス 1る。	
					258 利用者一人ひ画上に明示さ		・ズや課題が居宅サービス計	

									70、000工品 671 股人及手采771
評 価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価		着	眼	点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
		(2) 利用者に対するサービス実施 計画を策定している。	サービス実施計画を適切 に策定している。	a)		宅サービス計画 る。	画に利用者又はその	の家族の希望が記載されて	定期的な見直しと、利用者の体調に変化が見られたおりには、随時の見直しを行い評価につなげている。
						宅サービス計画 ンを得ている。		の家族に説明し、同意のサ	
						宅サービス計画 いる。	画には長期目標・統	短期目標が明確に記載され	
						宅サービス計画 んでいる。	画の目標として心	身機能の維持・回復を盛り	
						宅サービス計画 いる。	画は利用者の自立	支援を重視したものとなっ	
					立	宅サービス計画 ち、必要の応し なものとなって	ごて介護保険対象:	生活全般を支援する観点に 外のサービスも含めた総合	
							は利用者の希望・ に記載されている。	要望の聴取に関する留意事 。	
					関	係職員(種別に		てはさまざまな職種による 弁護士など組織以外の関係 る。	
	4	(2)	定期的にサービス実施計 画の評価・見直しを行っ ている。	a)		宅サービス計画 されている。	画の見直し時期(i	最長3ヶ月)が計画上に明	
					268 居	宅サービス計画 直している。	画は定期的に見直 [・]	すほか、必要に応じて随時	
					269 居取	宅サービス計画 り込んで行な:	画の見直しは、利 っている。	用者又はその家族の希望を	
						宅サービス計画 のサインを得る		又はその家族に説明し、同	
						宅サービス計画 情報を反映さt		、サービス提供事業者から	
						τ月に1回以上 評価をしている		発施し、居宅サービス計画	
						宅サービス計画 る。	画を緊急に変更す	る場合の仕組みを整備して	